

## 第二種特定鳥獣管理計画（第5期ツキノワグマ保護管理）の策定について

### 1 計画策定の目的

科学的・計画的な個体管理などの施策の実施により、農林業被害の軽減及び人身被害の防止を図ることを目的として、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第7条の2の規定に基づき、「長野県第二種特定鳥獣管理計画（第5期ツキノワグマ保護管理）」（以下、「計画」という。）を定める。

### 2 計画の期間

令和4年(2022年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までの5年間

### 3 策定スケジュール

区分	R2.4	R2.5	.6	.7	.8	.9	.10	.11	.12	R3.1	.2	.3
環境審議会			● 諮問					● 中間報告				● 答申
検討委員会※1	調査結果検討・中間検討・計画案検討											
ツキノワグマ専門部会※2	調査結果検討・中間検討・計画案検討											
調査等	県民意見公募、関係機関協議											

※1 「特定鳥獣保護管理検討委員会」は、県が作成する特定鳥獣に関する保護及び管理に関する計画の検討並びに適切な実行、事後評価を行うために総合的な見地からの意見を聴することを目的に開催

※2 「ツキノワグマ専門部会」は、特定鳥獣保護管理検討委員会において審議する事項について、専門的な見地から意見を聴することを目的に開催

### 4 対象地域

県下全域（8管理ユニットに区分して管理）（表1）

表1 管理ユニットの区域

管理ユニット	対象とする区域
関東山地	しなの鉄道、小海線、県境に囲まれた地域。
八ヶ岳	中央本線（中央西線、中央東線）、篠ノ井線、犀川、千曲川、小海線、県境に囲まれた地域。
南アルプス	県境、天竜川、中央本線（中央東線）に囲まれた地域。 （ただし、阿南町・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村を含む）
越後・日光・三国	しなの鉄道、千曲川、県境に囲まれた地域。
長野北部	大系線、姫川、高瀬川、犀川、千曲川、県境に囲まれた地域。
北アルプス北部	大系線、姫川、高瀬川、犀川、梓川、県境に囲まれた地域。
北アルプス南部	篠ノ井線、中央本線（中央西線）、梓川、犀川、木曾川、県境に囲まれた地域。
中央アルプス	中央本線（中央西線）、木曾川、天竜川、県境に囲まれた地域。 （ただし、阿南町・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村を除く）



## 5 ツキノワグマに関する現状

### (1) ツキノワグマの生息状況

目撃、痕跡情報、被害状況及び捕獲情報の調査結果を見ると、本県では、ほとんどの地域でツキノワグマの生息分布が見られる。(図1)

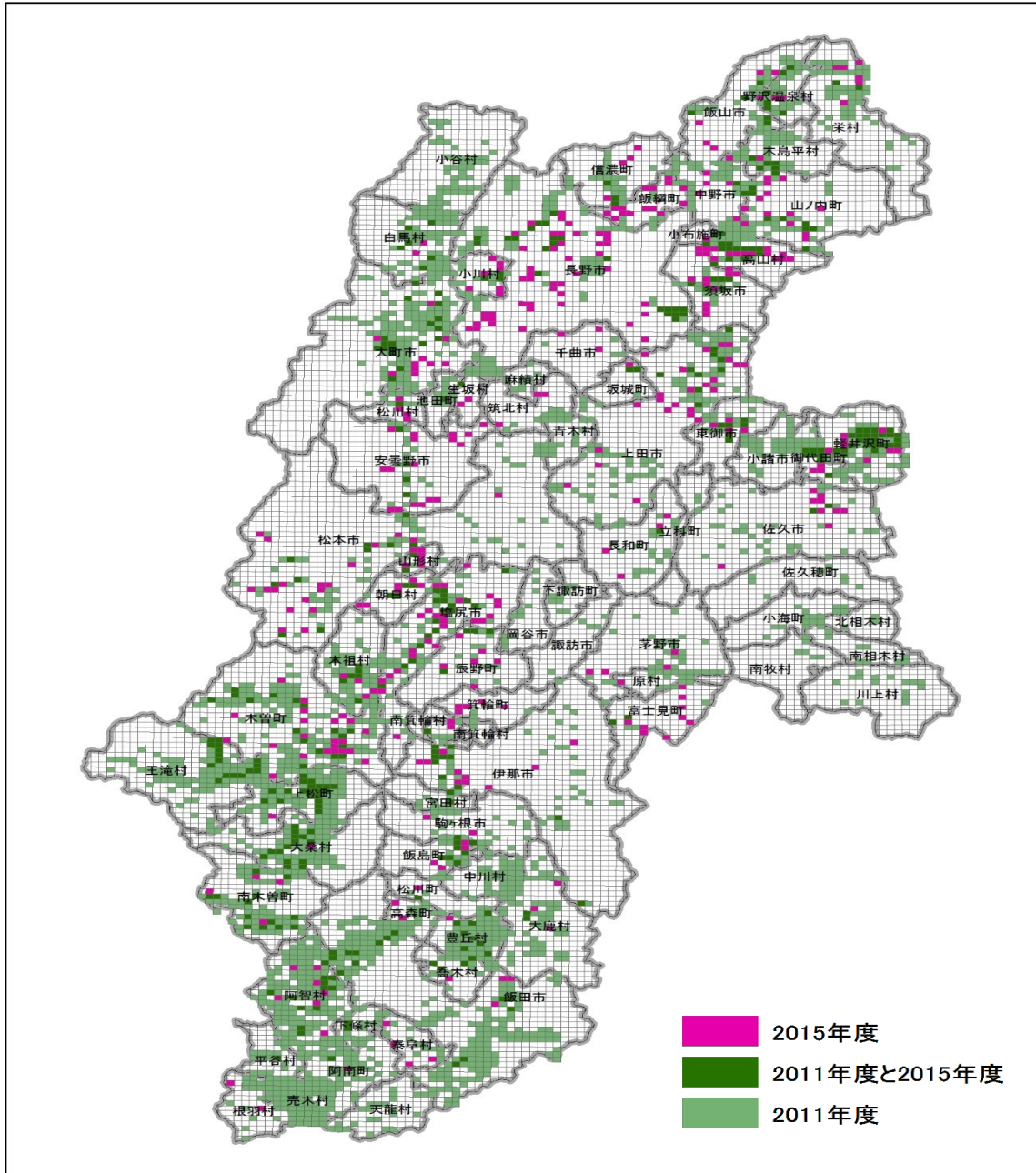


図1 ツキノワグマの生息状況

### (3) 【参考】推定生息頭数

平成23年度 中央値：3,624頭

平成27年度 中央値：3,940頭 (400頭～15,440頭)

令和2年度 DNA解析中 (令和3年9月末予定)

#### (4) 目撃頭数の推移

平成 18 年の大量出沒以降、H22, H26 に大量出沒が発生した。大量出沒が危惧された H30 は幸いにも大量出沒年にはならなかった。R1, R2 は集落内でも 1000 件を超える目撃情報が寄せられ、比較的件数の多い年となったが、大量出沒年に特徴的な秋以降の出沒はみられなかった。(図 2)

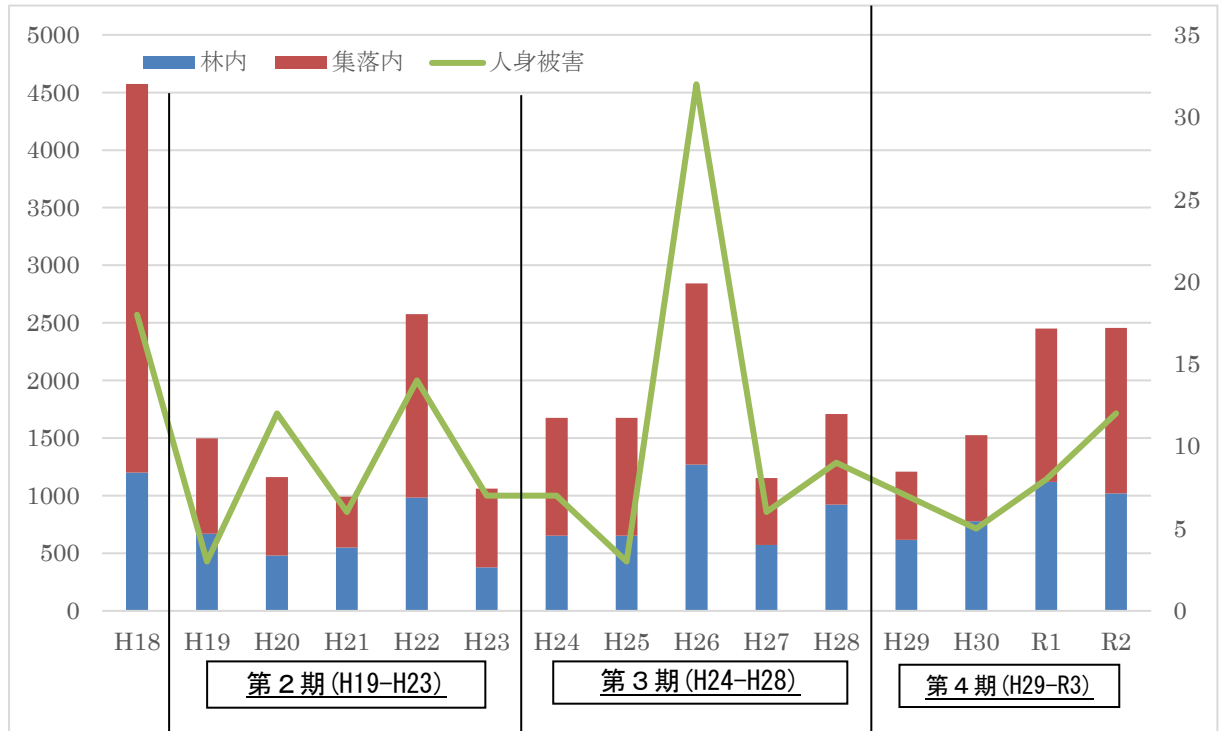


図 2 目撃数と人身被害件数の推移

(参考)

月		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
植物	どんぐり類	前年度残り分 ミズナラ・コナラ・ブナ・クリ						樹上(クマダナ形成) → 落果 ミズナラ・コナラ・ブナ・クリ				
	果実類			ヤマグワなど ウワミズザクラなど	キイチゴ類		サルナシ・ヤマブドウ・アケビなど					
	葉・芽・茎	ササ類: 芽など ザゼンソウ・シシウド・アザミ・テンナンショウ ウワバミソウ・フキなど										
動物	昆虫類					アリ科・ハチ科						
	哺乳類	動物の死骸										
被害	作物					トウモロコシ			作付けには注意を! 電気柵の設置を!			
	果実類					プルーン		リンゴ: 早生				
	養蜂											
生活史		冬眠	冬眠明け	繁殖期		端境期		冬眠のための食い溜め		冬眠入り	冬眠	
月		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	

地域振興局別に見ると、木曾、松本、北アルプス、長野、北信地域振興局管内における目撃数が多い。目撃数が多い5地域では、いずれも集落内での目撃数が林内での目撃件数を上回っている。(図3)

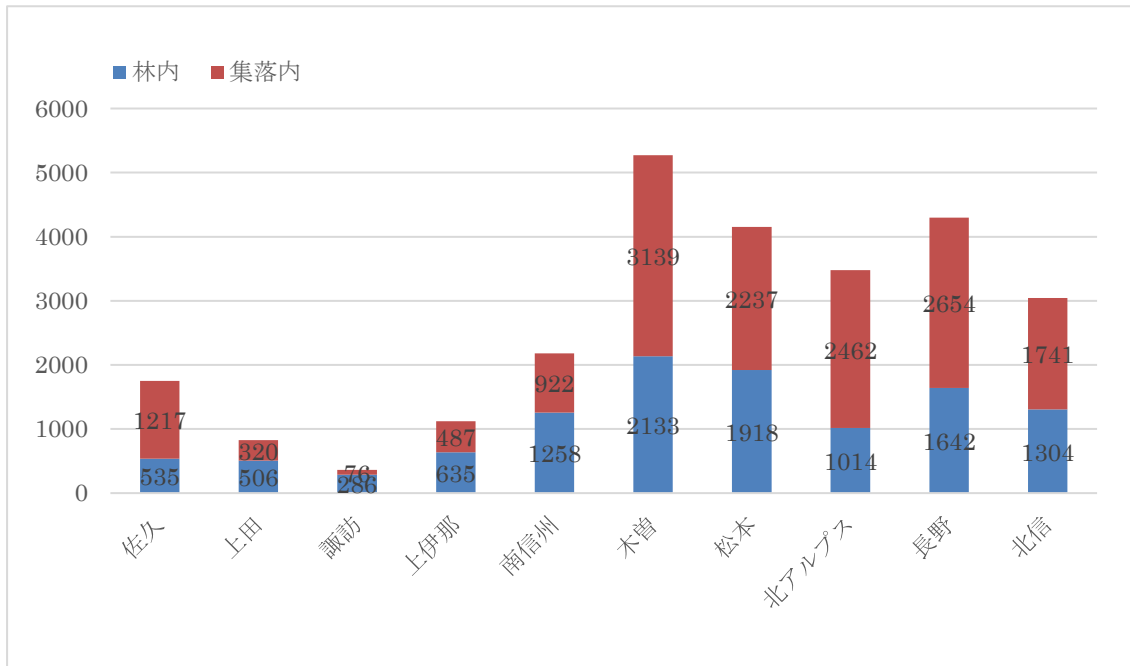


図3 地域振興局別目撃件数 (H18-R2)

(5) 捕獲頭数、学習放獣、錯誤捕獲の推移

出没が多い年に捕獲数、学習放獣数が増える傾向にあるが、顕著な増加や減少傾向はみられない。ただし錯誤捕獲は若干増加傾向となっている。(図4)

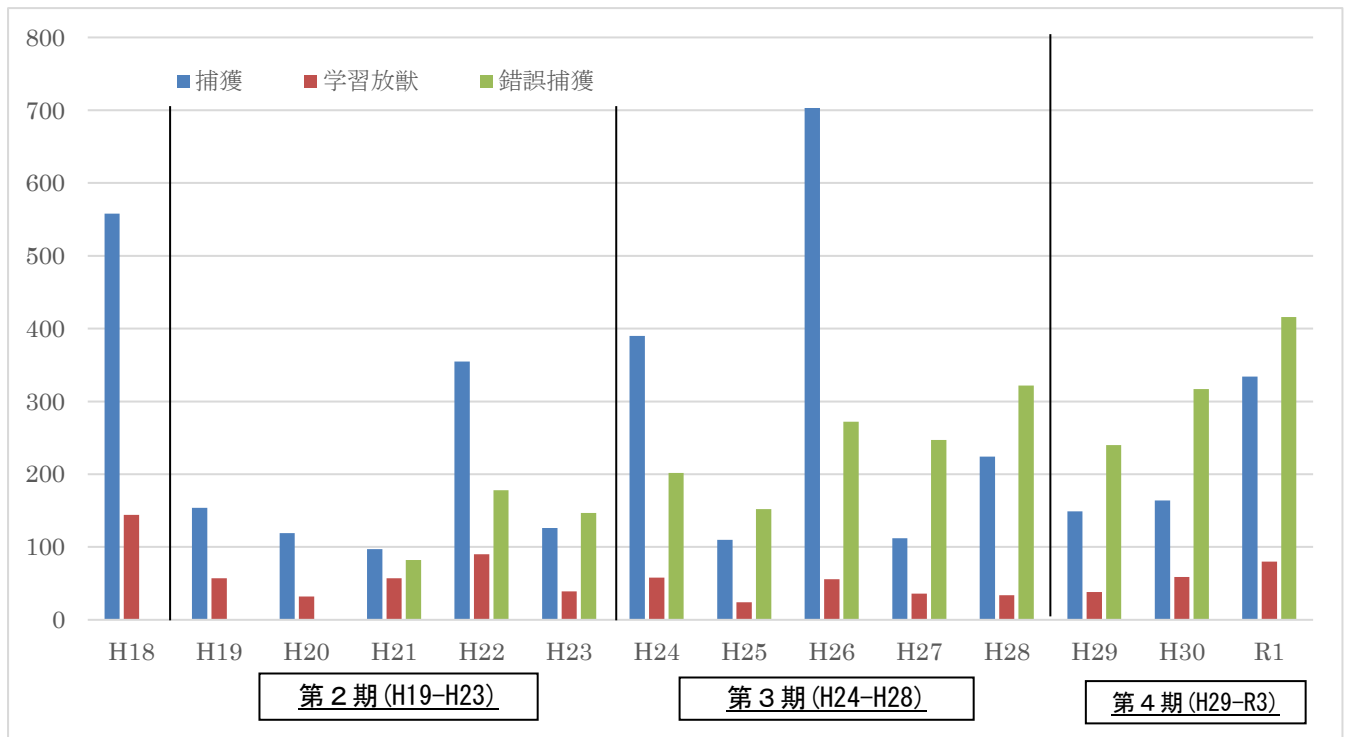


図4 捕獲頭数の推移

地域別に見ると佐久、上伊那の学習放獣の割合が高く、特に上伊那は全地域振興局で唯一、学習放獣数が捕殺数を上回っている。逆に北アルプス、長野、北信地域では捕殺の数、割合ともに高い状況となっている。(図5)

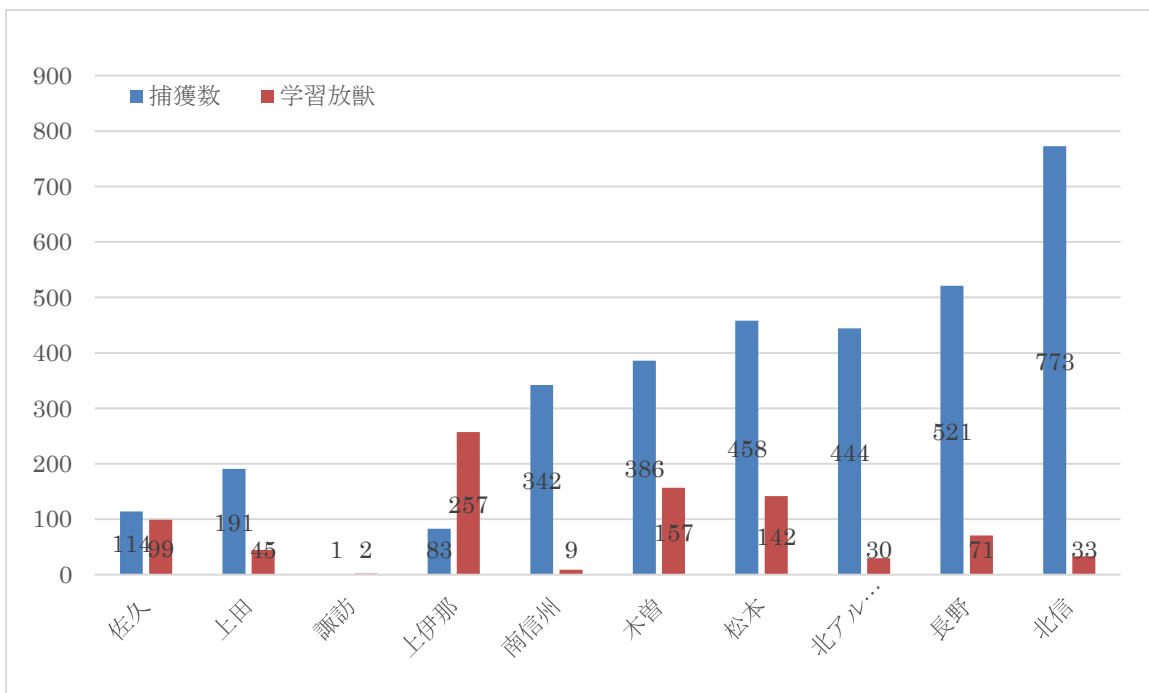


図5 地域振興局別捕獲数 (H18-R2)

計画期間ごとの捕獲数の推移を見ると、佐久、北アルプス、北信地域振興局管内の捕獲数は減少傾向となっている。佐久地域振興局は学習放獣の割合も高い状態で推移している。上伊那地域振興局管内についてはいずれの期間も学習放獣の割合が高い。地域によって捕獲数や放獣数に傾向があるが、それぞれの特性を分析し、地域に合った対策を行う必要がある。(図6)

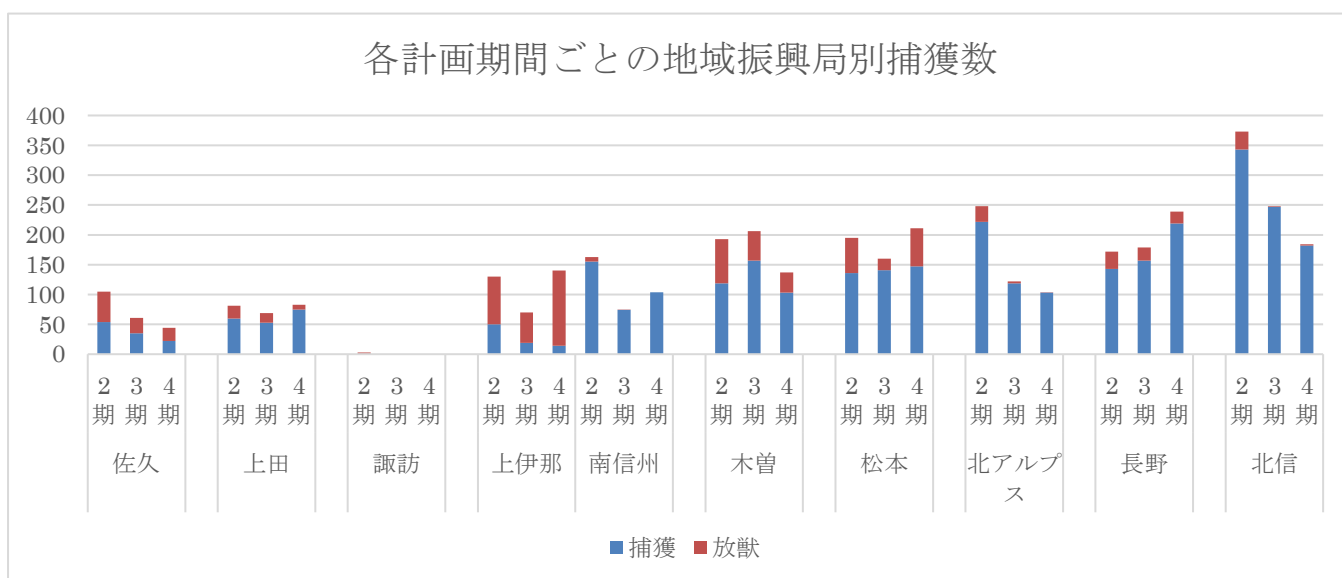


図6 計画期間ごとの地域振興局別捕獲数

### (6) 農林業被害状況

電気柵等の防除の対策を講じた結果、農業被害は年々減少傾向となっている。林業被害については南信州や木曾地域振興局、北信といった林業が盛んな地域で引き続き被害が発生しており、下げ止まりの傾向にある。(図7)

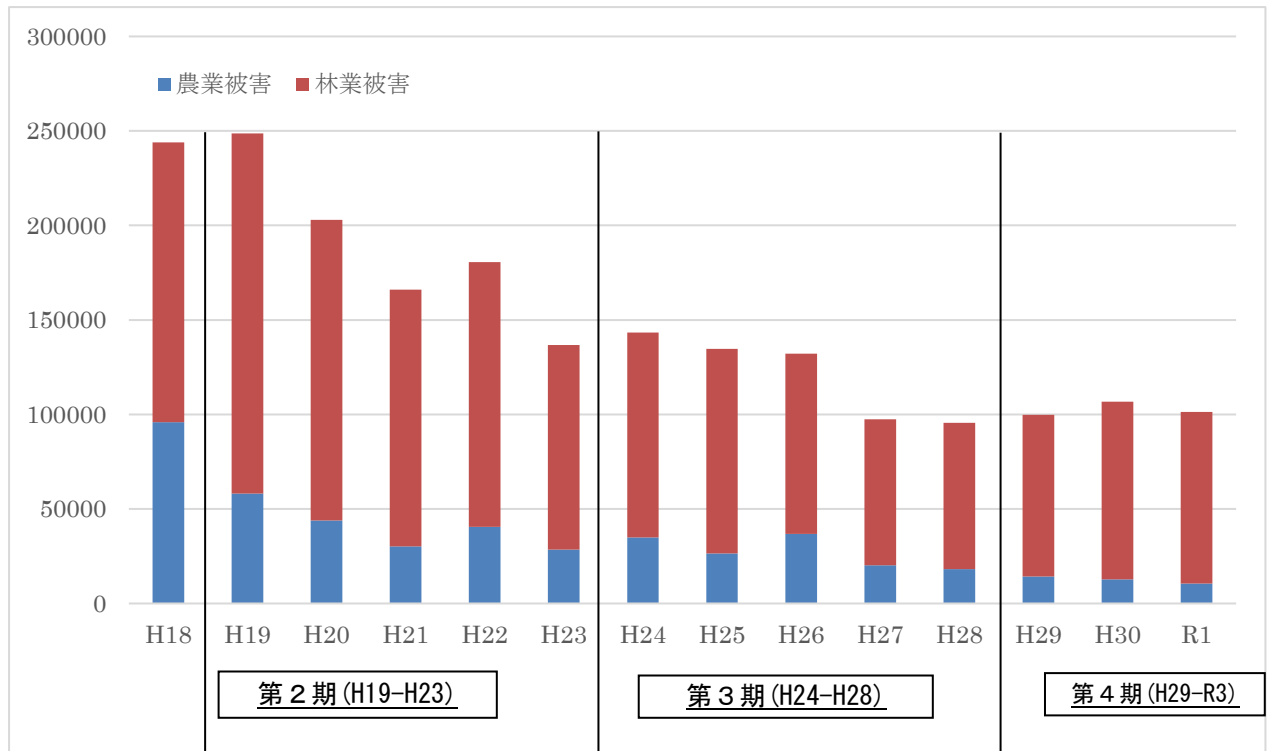


図7 農林業被害額の推移

### (6) 人身被害状況

大量出没年であったH26に31件と最多となった、その他の年は3~16件で推移している。人身事故発生の約4割は集落内で発生している。その中には養魚場やゴミ集積場、果樹園で被害会う例もあり、人の食べ物に依存し、定期的に集落近くを利用していたクマによるものと思われる被害も複数件発生している。また、人身被害にはいたらなかったものの、飲食店から発生する廃油(グリストラップ)や牛舎の飼料に餌付いた事例も報告されている。(図8)

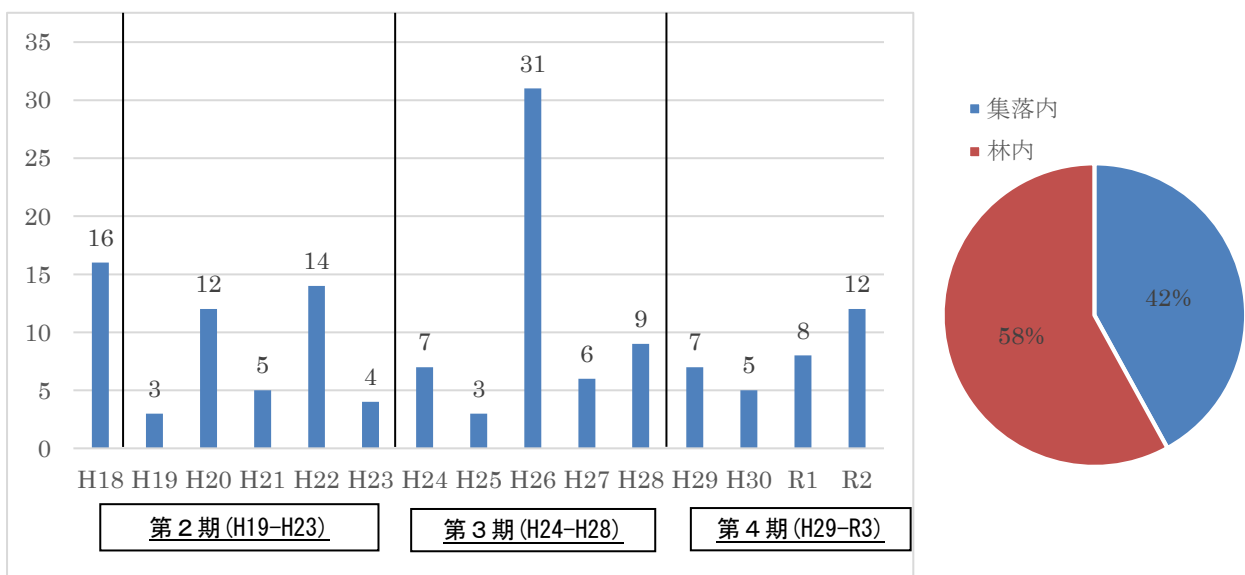


図8 人身事故件数の推移

地域振興局別に見ると、全ての地域で人身事故が発生している。木曾、南信州地域振興局管内では林内での発生が多いが、松本、北アルプス、長野、北信では約半数が集落内で発生している。目撃数と事故件数は比例しない場合もあり、個別の発生状況を分析し、地域の特性に応じた対策を講じる必要がある。(図9)

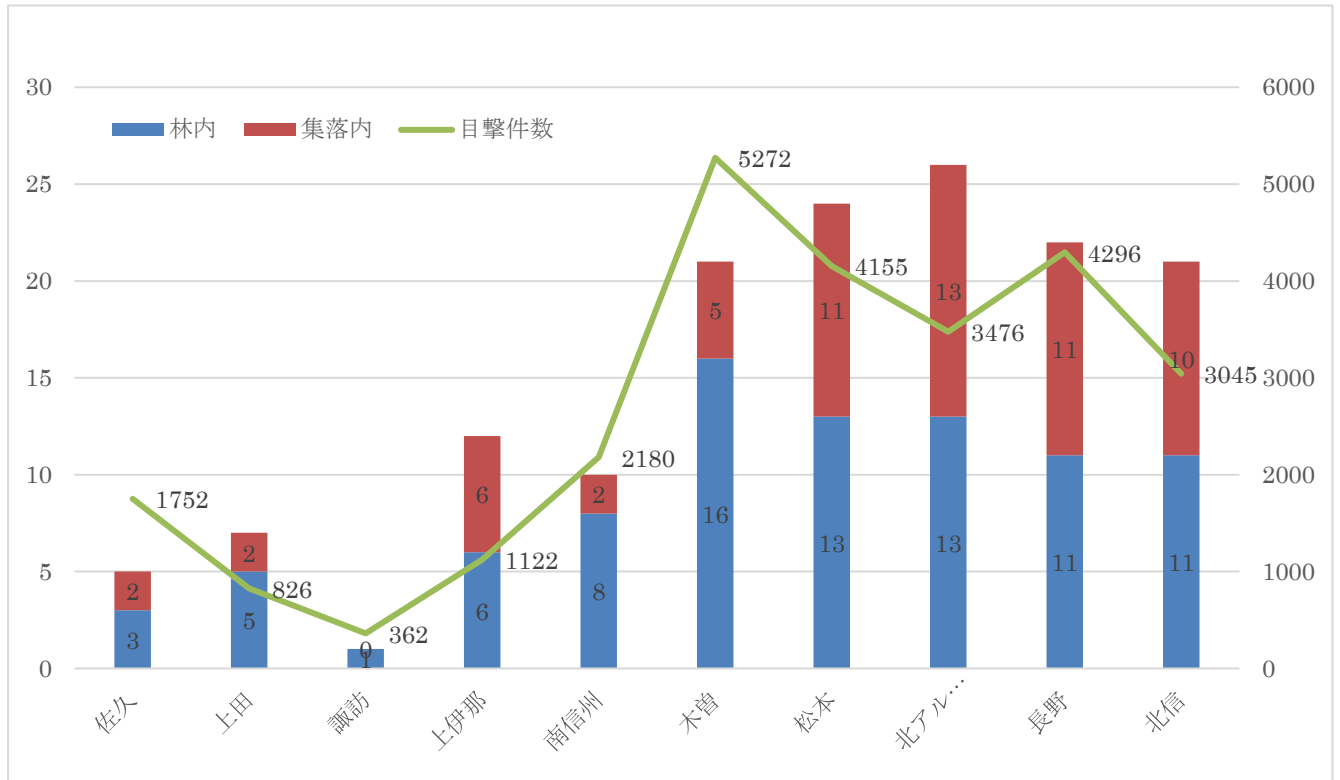


図9 地域振興局別人身事故件数と目撃件数 (H18-R2)



## 6 現計画（第4期計画）の概要と評価

### （1）計画の目標及び考え方

#### 【基本目標】







- ① 人とツキノワグマとの棲み分けによる共存を図るため、人の生活圏とツキノワグマの生活圏との間に緩衝帯を設ける。
- ② 人身被害・農林業被害などの被害防止対策を積極的に推進、人の生活圏に誘引しないよう努める
- ③ 人里周辺へ出没したツキノワグマについては、個体ごとの特性を見極めながら、人の生活圏への出没が抑制できない個体については捕獲、それ以外の個体については放獣を行う。

#### 【目標を達成するための方策及び評価】

目標を達成するための方策：「生息地などの環境整備」、「被害管理と予防対策」及び「個体数の管理」を総合的に取り組むことにより目標の達成を図る。


#### 【第4期計画で取り組んだ内容と評価】

##### ①生息地などの環境整備

項目	実施の規模	取組み概要
緩衝帯整備   <span style="position: absolute; top: 5px; left: 5px; background-color: yellow;">伐採前</span>   <span style="position: absolute; top: 5px; left: 5px; background-color: yellow;">伐採後</span>	154.5ha	林地と里地の緩衝帯整備を行い見通しを良くし、里地への出没を抑制する
河畔林整備   <span style="position: absolute; top: 5px; left: 5px; background-color: yellow;">伐採前</span>   <span style="position: absolute; top: 5px; left: 5px; background-color: yellow;">伐採後</span>	112箇所	野生動物の移動経路となる河畔林を、森林税事業で実施した
収穫残渣等の適正な処理への普及啓発	毎年、年度当初に研修を実施 延べ参加人数約400人	市町村等鳥獣担当の職員にツキノワグマを初めとする鳥獣の生態、被害対策に関する研修を実施



## ②被害管理と予防対策

項目	実施の規模	取組み概要
樹皮剥ぎ防止テープ巻き	485ha	造林木へのテープ巻き
クマに関する啓発動画の作成	クマに出会った時の対処法動画を作成し、youtubeに公開 再生回数：3527回（R3/5/24時点）	動画の一部 
クマ対策員による安全講習会	H28年度以降計5回	小学校等においてツキノワグマの生態について研修
クマ対策員による活動	クマ対策員の活動回数 92回（H29～R2）	被害が発生した際に現地調査等を行い、原因の究明や課題解決を図った

## ③個体数の管理

項目	実施の規模	取組み概要
個体群の適正な維持を図る	捕獲上限数の設定	第4期計画内の捕獲数 1539頭

### （2）管理ユニットの区域

第4期計画では8つの管理ユニットに区分して管理を行ってきた。

第5期計画においても現計画の管理ユニットを継続する方向で、モニタリング等により分布状況等の変化が見られた場合は、管理ユニットの範囲について検討することとする。

## 7 第5期計画策定の考え方

第4期計画までの取組を反映しつつ、以下の点について検討を進める。

### (1) 生息地などの環境整備

第4期計画では緩衝帯整備や野生動物の移動経路となり得る河畔林の整備を行ってきた。河畔林整備を行い見通しが良くなった場所では出没の件数が減る等、一定の効果があったと考えられ、環境整備対策については第5期計画でも引き続き注力していく。

### (2) 集落における人身被害の防止

平成18年以降の県内の人身被害のうち約4割は散歩中、農作業中、自宅等、集落内で発生している。次期計画においては、クマが集落内に誘引される原因について検証し、人の生活圏での人身被害を最小限に抑える対策の検討、またその対策を全県に普及する方策について検討する。

### (3) 個体数調整

捕獲された個体については第4期計画と同様、個体の特性を見極め、人の生活圏への出没が抑制できない個体については捕獲、それ以外の個体については放獣を行う方針とする。個体毎の対応の判断については、個体識別を行ったうえで判断する等、計画に沿った判断を行うことができ仕組みについて検討する。

### (4) 錯誤捕獲への対応

ツキノワグマ以外の鳥獣を捕獲するための罠に、誤ってツキノワグマが捕獲される錯誤捕獲は県内で多発している。錯誤捕獲された場合は第4期計画と同様、原則放獣とする。しかし、錯誤捕獲への対応は、関係者にとって大きな負担になっている。そのため、次期計画では錯誤捕獲の発生を抑えるための取組みについて検討を行う。また、麻酔銃資格保持者の人材は非常に少なく、新たな人材の発掘や育成等について検討する。

### (5) 被害対策の普及啓発

第4期計画と同様、各地域振興局に配置された被害対策チーム及びクマ対策員による予防対策の推進を進める。第4期計画内のツキノワグマ出没件数6976件に対し、クマ対策員の活動は92回であり、被害発生後の現場検証等を行っているが、全県をカバーできているとは言い難い状況である。被害の発生当初から現場に臨場し、地域の特性に合った対策を実施するため、地域に密着し対策の指導ができる人材の配置について検討する。